IFRSと日本基準の主要な会計基準差異（IFRSの初度適用）

	日本基準	IFRS
IFRS初度適用の取扱い （IFRS第1号）	該当なし。	・IFRS移行日（前年度期首）において開始連結財政状態計算書を作成、報告日（当年度期末）において当年度財務諸表の比較情報としての前年度連結財務諸表を作成する。 ・報告日現在、有効なIFRS基準書に準拠した連結財務諸表を過去に遡及的に適用する。過年度の累積的影響額は開始連結財政状態計算書の期首剰余金等に反映させる。 （遡及適用の強制的例外規定） ・会計上の見積り ・金融資産・負債の認識の中止 ・ヘッジ会計 ・非支配持分の会計 ・金融資産の分類及び測定 （遡及適用の任意の免除規定） ・企業結合 ・株式報酬取引 ・みなし原価としての公正価値又は再評価 ・借入費用 ・従業員給付 ・累積換算差額 ・複合金融商品　他

© 2010 Deloitte Touche Tohmatsu LLC